

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、J T S みのく株式会社（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）とは、当社がお客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申し受けます。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結できなかった場合でも、当社がその責務を果たしたときには、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、所定の申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行費用、取扱料金または取消料その他、お客様が当社に支払うべき金銭の全部または一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項（1）の申込金を受領した時に成立するものといたします。
- (3) 当社は、本項（2）にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該書面に明記します。
- (4) 当社は、航空券、乗車船券、宿泊券等の手配旅行契約の申込みを電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) 当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3. 旅行代金のお支払いと変更

- (1) 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます）は契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。尚、航空券乗車船券、宿泊券等の旅行契約にあっては、それらをお渡しする際にお支払いいただく場合があります。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合旅行代金の増額又は減額は、お客様に帰属します。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

4. 団体・グループ手配

- (1) 当社は、お客様が定めた責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）が、その団体を構成するお客様（以下「構成者」といいます）の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。

5. 旅行業務取扱料金

- (1) 当社は、旅行の手配、クーポン券類の発行、添乗員の同行、旅行相談等の業務に対し、運送・宿泊機関に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）のほか、旅行業務取扱料金を申し受けます（別表料金表）
- (2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、当社は所定の取扱料金を申し受けます。

6. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めることができます。この場合、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。また、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。
- (2) 旅行契約変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます）があるときは、これをご負担いただくほか、所定の変更手数料を申し受けます。

7. 旅行契約の解除

- (1) お客様は以下の料金をお支払いになり、いつでも契約を解除できます。契約解除のお申出は、当社の営業時間内にお受けします
 - ①お客様が既に受けた旅行サービスの費用
 - ②お客様が未だ受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料その他の旅行サービス機関に支払う費用
 - ③当社所定の取扱料金、取消手数料（別表料金表）
- (2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項（1）に規定されている料金を申受けます

8. 添乗サービス

- (1) 当社はおお客様の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。（別表料金表）尚、添乗サービス料金とは別に添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- (2) 添乗サービス内容は、原則として旅程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。又、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時とします。

9. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。また、手荷物について生じた賠償については、損害発生の日から起算して国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1人当たり15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）を限度とします。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又は、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関のサービスの提供の中止又は、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③官公署の命令、伝染病による隔離又は、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更又は、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

10. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

1 1. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。

また「外務省海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

1 2. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<https://www.forth.go.jp/index.html>でご確認ください。

1 3. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

海外旅行保険については、販売員にお問い合わせください。

1 4. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社では、当社の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、各種アンケートのお願い、お客様の次回お申込みの際の簡素化、特典サービスの提供等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

<旅行企画・実施>

青森県知事登録旅行業 第2-141号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員

JTS みちのく 株式会社

青森市合浦一丁目2-4 三八五観光タクシー3階

TEL 017 (752) 1705

FAX 017 (752) 1706